

○厚生労働省告示第五百十八号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第二十二條の五第二項の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十二條の五第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者雇用支援センター助成金の額等を定める件（平成十五年厚生労働省告示第三百四十四号）の一部を次のように改正し、平成十八年一月一日から適用する。

平成十七年十二月二十六日

厚生労働大臣 川崎 二郎

第一条第一号中「又は整備」を「、整備又は更新」に改める。